

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(参考資料)

令和7年8月
嘉麻市 デジタル戦略課

一部改正条例の概要

【改正理由】

住民基本台帳、地方税等の基幹系情報システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年度末までを予定として標準化基準に適合したシステムへの移行を進めています。

今回、システム標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示され、嘉麻市においても、「住登外者宛名番号管理機能」を設けることから条例の一部改正を行うものです。

【改正内容】

- (1) 独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名管理番号機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。
- (2) 特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。

住登外者の管理の概要

「住登外者」とは、市の住民基本台帳に登録されていませんが、行政サービス上、記録していく必要がある個人です。

具体的には、市外の自治体に在住（住民登録）している者が、本市に不動産を所有しており、本市が固定資産税を課税する者や、市外の高齢者介護施設への入所に伴い、市の被保険者資格を継続したまま転出する者などです。

住登外者宛名番号管理機能の概要

当該機能は、住登外者を地方公共団体内で特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための機能となります。当該機能を運用することにより、宛名番号の複数付番の解決や、情報連携を容易にするなど、宛名管理業務等の効率化を図るものです。

※「宛名番号」とは、地方公共団体内において個人を識別するために付番される番号です。住民票コードや個人番号と異なる番号で地方公共団体内で利用するものです。